

決議案第2号

平成26年3月20日提出

提出者 松山市議会議員 武井 多佳子

丹生谷 利和

土井田 学

砂野 哲彦

松岡 芳生

梶原 時義

小崎 愛子

友近 正

平成26年3月20日 原案可決

議長辞職勧告決議について

議長辞職勧告決議を次のとおり提出する。

記

議長辞職勧告決議

寺井議長の辞職勧告決議が、6月、9月、12月議会と3回可決されたが、その決議を無視し、居座り続けている寺井議長に4度目の辞職勧告を行う。

議長の最大の使命は公正な議会の運営であり、そのスタートラインは議長選挙である。全国的に多くの議会で議会改革の名のもと、公明正大な立候補による議長選挙が行われているが、議長人事が明文化されていないことを逆にとり、協議も経ず、地方自治法を盾に続投の正当性を訴えるやり方に公正さはなく、到底、議長の使命を全うしているとは言えないものである。

2012年に松山市で開催された「全国市議会議長会研究フォーラム」において、寺井議長はパネリストとして松山市の議会改革を全国に示し、さらに地域主権検討特別委員会においては、議会が合議体として市民の多様な意見を集約し政策立案につなげること、厳しい財政事情を背景に執行部へのチェック機能を強化することなど、松山市議会も新たな手法を取り入れ議会改革に取り組もうと松山市議会基本条例策定に力を注いできたものである。しかしながら、大小148回におよぶ委員会を重ねて熱い議論を交わして作り上げた松山市議会基本条例は議長の居座りによって頓挫し、任期中に細則を決められない条例では無責任になるとのことから、制定を見送らざるをえなくなったものである。全国に議

会改革を宣言した議長でありながら、自ら議会改革に反する行動をとるとは理解できず、責任を果たしているとは言えない。

残念ながら、今任期中、2名の市議が逮捕される事件が起き、議員控室に家宅捜査が入るといふ前代未聞の事態となった。松山市議会として、可能な限り事実確認に努め、取るべき対応策について協議し、市民に説明する責任がある。このような緊急事態の時こそ、議会の代表である議長として公正な立場からリーダーシップを発揮していただきたいものであったが、自ら招いた議会内での不信がその支障となり対応が遅く不明瞭となった。

繰り返しレッドカードを掲げることに空しい思いもあるが、松山市議会基本条例制定に費やした膨大な時間と労力、貴重な費用を無駄にし、市議会を混乱させ、信頼を著しく損ねた原因者であることを重く受け止めていただくため、再度、寺井議長に対して4度目の議長辞職勧告を行うものである。

以上のとおり決議する。